

令和5年度児童虐待防止対策関連予算案等について (内閣府男女共同参画局)

DV対策、性犯罪・性暴力対策

884 (883)

ODV被害者等支援の推進

351 (400)

配偶者からの暴力(DV)被害者等への支援を推進するため、DV被害者等セーフティネット強化支援事業により、官民連携の下で民間シェルター等が行う取組を推進する地方公共団体への支援等を行う。また、被害者支援の一環として、加害者プログラムの普及に向けた取組を推進する。

○性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

481 (455)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、AV出演被害者に対する法的支援や相談対応に係る体制の強化、支援員の処遇改善、24時間365日対応化、拠点となる病院における環境整備等が促進されるよう、都道府県等の取組を支援し、被害者支援機能の強化を図る。

(参考)

●「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」成立(令和元年6月公布)

- ・DV防止法の改正により、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を明記(令和2年4月1日施行)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)抜粋
(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関
その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。